

短期集中予防サービス（C型）の基準・報酬等について

・基本方針

- ・短期集中予防サービスについては、指定事業所への運営状況等の聞き取り結果を参考に改正。
- ・通所介護の改正内容を参考に検討。

・サービスの概要

項目	H29	H30～32	改正理由
対象者	<p>要支者または基本チェックリスト該当者（事業対象者）で、ケアマネジメントにより、短期集中予防サービスの利用が望ましいと判断された人。</p> <p>対象者の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADL、IADLの改善に向けた支援が必要な人。 ・退院直後等で一時的に身体機能が低下しており、リハ職等専門職による集中的なトレーニングにより改善が見込まれる人。 ・日常生活に支障がある生活行為について、専門職による自宅での評価、指導を含め支援することにより、効果が見込まれる人。 	<p>変更なし</p> <p>対象者の考え方 左記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲が落ちている人。 ・うつ傾向、閉じこもり傾向の人。 ・IADLにやや支障がでてくるような認定非該当の人や、要支援者レベルよりも軽度の人。 ・怪我や骨折後等、入院までには至らない人。 ・新規でサービスを利用する人（状態の見極めや必要なサービスの見極めのため）等 	
サービス内容	<p>【必須メニュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器の機能向上プログラム <p>日常生活の中で支障となっている生活行為の改善に向けた動作訓練、筋力トレーニング等、日常生活の中で実施可能な方法等を習得するための運動プログラムを提供。（必要に応じて認知症予防に関するメニューを盛り込む）</p> <p>【選択メニュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能向上プログラム <p>口腔機能の向上教育及び口腔清掃指導並びに摂食・嚥下機能訓練等口腔機能の向上教育及び口腔体操等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養改善プログラム <p>栄養相談並びに栄養教育等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス <p>必要に応じて各プログラムを訪問にて対応する</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>	
実施方法	事業所指定	変更なし	
実施形態	個別指導または集団指導	変更なし	

回数	通所サービス、訪問サービスを合わせて最大14回 (うち口腔機能向上プログラム 最大6回まで、栄養改善プログラム 最大6回まで)	通所サービス、訪問サービスを合わせて最大24回 (うち口腔機能向上プログラム最大6回まで、栄養改善プログラム最大6回まで)	利用者の状態に応じて、週2回の利用が望ましい場合、利用者の状態を評価するためには、最低3か月の期間が必要。
時間	通所サービス: 1時間半~2時間程度/回 訪問サービス: 30分~1時間程度/回	変更なし	

・基準

(1) 人員基準

項目	H29	H30~32	改正理由
管理者	専従1名以上 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	変更なし	
指導者の資格	専従1名以上 4人を超える場合は、利用者1人につき専従0.25人以上 【運動器の機能向上プログラム担当】 理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、准看護師、柔道整復師、健康運動指導士又は介護予防運動指導員の資格を有する者 (但しアセスメント、プログラム作成、評価等は理学療法士または作業療法士が行う) 【口腔機能向上プログラム担当】 歯科衛生士、言語聴覚士、保健師、看護師等 (但しアセスメント、プログラム作成、評価等は歯科衛生士または言語聴覚士が行う) 【栄養改善プログラム】 管理栄養士、栄養士、保健師、看護師等 (但しアセスメント、プログラム作成、評価等は管理栄養士が行う)	専従1名以上 6人を超える場合は、6名までごとに、指導者を補助する従業者を1名配置する。 変更なし 変更なし 変更なし	事業所への聞き取りにより、スタッフ1人につき6名までは、対応可能という意見を反映。 (参考) 通所介護の改正により、機能訓練指導員の資格要件に下記のとおり新たな資格が加わったが、提供サービスの内容及び質を担保すると理由等により変更しない。 【通所介護の機能訓練指導員の資格要件】 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師 ・准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・一定の実務経験を有するはり師、きゅう師 一定の実務経験を有す

			るはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
--	--	--	---

(2) 設備

項目	H29	H30～32	改正理由
設備	機能訓練室等本サービスを実施するために必要な広さを有する区画 サービス提供に必要な設備・備品	変更なし	

・報酬

項目	H29	H30～32	改正理由
1回あたりの単価	【運動器の機能向上プログラム】 1人1回あたり 395単位(送迎込み) 【口腔機能向上プログラム加算】 1人1回あたり 150単位 【栄養改善プログラム加算】 1人1回あたり 150単位 【訪問】 ・1人1回あたり359単位(理学療法士、作業療法士) ・1人1回あたり282単位(歯科衛生士、言語聴覚士、管理栄養士) (ただし、理学療法士または作業療法士の訪問に同行した場合は、加算で対応)	変更なし	
送迎減算	<u>送迎無しの場合 片道47単位 往復94単位 減算</u>	<u>送迎無しの場合でも減算なし</u>	給付管理の簡素化

1単位：7級地単価 10.14円を利用。